

利　用　上　の　注　意

1. 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を把握し、製造業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）及びこれに基づく工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される基幹統計調査である。

3. 調査の期日

2019年工業統計調査は、令和元年6月1日現在で実施し、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの1年間の実績について調査した。

4. 調査の範囲

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類E－製造業に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く。）を対象としている。

5. 調査の方法

工業統計調査は、製造業の事業所（工場、製造所、作業所等）ごとに、従業者数によりそれぞれ所定の調査票（従業者30人以上の事業所（製造、加工または修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工または修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」）を用い、管理責任者が自計申告したものである。

調査は、県知事が任命した調査員が各事業所を訪問して調査票の配布・収集を行ったほか、国から直接調査票を本社等へ郵送し、傘下事業所分を一括して収集を行う方法等によった。

6. 調査事項

事業所の名称及び所在地、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品在庫額等、製造品出荷額等、有形固定資産、工業用地及び工業用水等である。

7. 集計及び公表

経済産業大臣は、調査票を審査・集計し、集計完了の後に公表する。

県知事または市町村長は、工業調査票を集計及び公表のため使用できる。

8. 統計表中の項目について

1. 統計表中の記号は次による。

- 「0. 0」 単位未満のもの
- 「—」 該当数字なし
- 「X」 事業所数が1又は2の数字については、申告者の秘密保護のため秘匿したこと
を示す。また前後の関係から「X」の数字が判明する場合には、3以上の事業
所についても「X」とし、その数は計の欄に含まれている。さらに、福岡県が
秘匿している数値についても「X」とし、秘匿している。
- 「△」 負数であることを示す。

2. 統計表中の金額単位は、万円単位（単位未満は四捨五入）で調査されたものを集計したもの
である。

3. 統計表中の構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100
とはならない。

4. 集計項目の説明

- (1) 事業所数 令和元年6月1日現在の数値であり、1区画を占めて主として製造または加工
を行っている事業所で、通常、工場、製作所、製造所、加工所と呼ばれている
ものの数である。
- (2) 従業者数 令和元年6月1日現在の数値であり、常用労働者（正社員・正職員・パート・
アルバイト等）数と個人業主及び無給家族従業者数との合計である。
常用労働者には、次のものを含む。
 - ① 1か月を超える期間を定めて雇われている臨時の者。
 - ② 前2か月のそれぞれの月において、18日以上雇われた臨時、日雇いの者。
 - ③ 有給の家族従業者
 - ④ 出向・派遣受入者
- (3) 現金給与総額 平成30年1年間に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給、
諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与
(退職金、日雇いの給与等) の合計額である。
- (4) 原材料使用額等 平成30年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委
託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計額で
あり、消費税が含まれている。
 - ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用

の材料及び消耗品などの使用額である。

- ② 燃料使用額は、製造のための燃料のほか、製品の運搬などに使用する車輌の燃料、購入ガス料金等を含んでいる。
- ③ 電力使用額とは、購入電力の使用料金であり、自家発電は含んでいない。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃である。
- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発などの製造等に関連する外注費で、派遣、委託生産費などの外注費を除く。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成30年中に実際に売り上げた転売品（在庫は含まない）に対応する仕入額である。

（5）製造品出荷額等 平成30年1年間における製造品出荷額（製造工程から出たくず、廃物の売り払い収入額を含む。）、加工賃収入額及びその他収入額の合計額であり、消費税及び内国消費税が含まれている。

- ① 製造品出荷額とは、事業所の所有に属する原材料によって製造されたものを、平成30年中に事業所から出荷した場合の工場出荷額である。
- ② 加工賃収入額とは、他の企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃である。
- ③ その他の収入額とは、修理料収入、冷蔵保管料、自家発電の剩余電力の販売収入額、転売収入等、製造品出荷額及び加工賃収入額以外の収入額等である。

（6）製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品の価額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額により記入したものであり、委託生産品を含み、受託加工品は含まない。

（7）有形固定資産に関する数字は帳簿価額による数字であり、帳簿のないものは時価または売買価格による。

（8）製造業係数算式は次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{生産額} &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品年末在庫額} - \text{半製品年初在庫額}) \\ &\text{ただし、従業者29人以下の事業所については製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} \\ &\text{を計上した。} \end{aligned}$$

$$\text{付加価値額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製品及び半製品年末在庫額} - \text{製品及び半製品年初在庫額})$$

— (内国消費税額+推計消費税額) —原材料使用額等—減価償却額

ただし、従業者29人以下の事業所については粗付加価値額により集計した。

粗付加価値額=製造品出荷額等—(内国消費税額+推計消費税額)—原材料使用額等

付加価値率(%)=[付加価値額÷{生産額—(内国消費税額+推計消費税額)}]×100

原材料率(%)=[原材料使用額等÷{生産額—(内国消費税額+推計消費税額)}]×100

現金給与率(%)=[現金給与総額÷{生産額—(内国消費税額+推計消費税額)}]×100

1事業所当たり、従業者1人当たりの数値は、各項目を事業所数、従業者数で除して計算した。

(9) 内国消費税額とは、消費税を除く酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税である。

(10) 統計表中の産業分類は、日本標準産業分類の産業中分類によっているが、表中産業名をつぎのとおり略している。

0 9 食料品製造業	食 料 品
1 0 飲料・たばこ・飼料製造業	飲 料 ・ 飼 料
1 1 繊維工業	纖 維
1 2 木材・木製品製造業（家具を除く）	木 材
1 3 家具・装備品製造業	家 具
1 4 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
1 5 印刷・同関連業	印 刷
1 6 化学工業	化 学
1 7 石油製品・石炭製品製造業	石 油 ・ 石 炭
1 8 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック
1 9 ゴム製品製造業	ゴ ム
2 0 なめし革・同製品・毛皮製造業	な め し 革
2 1 窯業・土石製品製造業	窯 業 ・ 土 石
2 2 鉄鋼業	鉄 鋼
2 3 非鉄金属製造業	非 鉄 金 属
2 4 金属製品製造業	金 属
2 5 はん用機械器具製造業	はん用機械
2 6 生産用機械器具製造業	生産用機械
2 7 業務用機械器具製造業	業務用機械
2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子・デバイス
2 9 電気機械器具製造業	電 气 機 械
3 0 情報通信機械器具製造業	情報通信機械
3 1 輸送用機械器具製造業	輸 送 機 械
3 2 その他の製造業	そ の 他